

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 埼玉県
 農業委員会名: 小川町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和7年4月1日

任期满了年月日 令和10年3月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	9	9	4

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	714
農業経営体数	260

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	274
女性	76
40代以下	21

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	47
基本構想水準到達者	20
認定新規就農者	10
農業参入法人	6
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	239	366	—	—	—	605

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)	
	605 ha	179.45 ha	29.7	%
課題	地域内に分散した農地の所在や多様な利用形態、耕作放棄地の増加などが、農地の効率的な利用や集積・確保を図るうえでの課題となっている。担い手が希望する条件に合致した農地を借りることができ、作業効率の向上や経営規模の拡大が実現できるよう、より一層農地の利用集積を図る必要がある。			

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	15 年度	集積率	56 %
今年度の新規集積面積	22.00 ha	農地面積(C)	605 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	201.45 ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)/(C)	33.3 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	106.24 ha	31.09 ha	75.15 ha
課題	農業従事者の高齢化や担い手不足などの影響から、地域内に新たな遊休農地(耕作放棄地)が発生し、当該面積が思うように減少しない点が課題となっている。遊休農地(耕作放棄地)の早期発見に努めるとともに、速やかな指導や改善、担い手への集積を図る必要がある。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	46.40 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	9.28 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	41.10 ha
--------------------------	----------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	農地法第3条の下限面積要件が撤廃され、小さな面積でも農業が始めやすくなったことを広く周知すること等により、新規就農のハードルを下げるとともに、農地等の利用を更に促進することで遊休農地(耕作放棄地)の解消に努めるものとする。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	6.00 ha
---------------------------	---------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者
	6 経営体 2.80 ha	12 経営体 1.79 ha	15 経営体 1.91 ha
課題	下限面積要件の撤廃等により新規参入者は一定程度増加したが、その殆どが小規模経営であり、農家として経営を拡大していく意向は少ないと感じる。農地自体は確保できるものの遊休化している場合も多く、併せて農家用住宅の確保が困難なため、安定した営農の継続や更なる新規就農の確保が課題となる。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	73.00 ha	51.00 ha	35.63 ha	53.21 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	5.33 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の人数	9 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
11月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組む。
12月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組む。
1月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組む。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	未定	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	1名	開催場所	東京会場
相談会の内容	新規就農に関すること、農業への就職・転職に関すること、就農及び移住に関すること、農業の知識・技術を学ぶことに関すること、農業研修に関すること など		
開催時期	未定	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	1名	開催場所	東京会場
相談会の内容	新規就農に関すること、農業への就職・転職に関すること、就農及び移住に関すること、農業の知識・技術を学ぶことに関すること、農業研修に関すること など		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)